

# 最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆様こんにちは。寒い日が続いておりますが、いかがお過ごしでしょうか。体調にはくれぐれもお気をつけください。今回は「令和8年度税制改正」より「少額減価償却資産の損金算入特例」の改正を紹介します。

## 中小企業者等の少額減価償却資産の改正

令和8年度税制改正大綱では、昨今の物価上昇を踏まえ、『中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例』における30万円未満の取得価額基準を**40万円未満**に引き上げること等が示されました。

今回の改正で、現行の制度との変更点は以下になります。

- ① 対象となる減価償却資産の取得価額を**40万円未満**（現行：30万円未満）に引き上げ
- ② 対象法人から常時使用する従業員数が400人超の法人を除外

令和8年4月1日以後に取得等をする少額減価償却資産について適用される予定です。

適用期限は、令和11年3月31日です。また金額判定で税抜処理を選んでいる場合は、税抜40万円未満の資産に適用します。

これまで通り、「少額の減価償却資産の取得価額の損金算入特例（法令133）」と「一括償却資産の損金算入特例（法令133の2）」の基準の引き上げは行われないため各特例ごとに、取得価額基準等の金額を確認する必要があります。

### 【参考】各特例に係る取得価額基準等の比較

	中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入特例（ <a href="#">措法67の5</a> 等）※改正後	少額の減価償却資産の損金算入特例（ <a href="#">法令133</a> ）	一括償却資産の損金算入特例（ <a href="#">法令133の2</a> ）
対象法人	青色申告書を提出する中小企業者等で常時使用する従業員数が400人以下の法人等	内国法人	
適用期限	令和11年3月31日	恒久	
取得価額基準等	40万円未満 (年300万円が限度)	10万円未満又は使用可能期間1年未満	20万円未満
措置内容	事業供用日を含む事業年度に取得価額に相当する金額を損金経理した場合に、その損金経理した金額を損金算入	事業供用日の属する事業年度に取得価額に相当する金額を損金経理した場合に、その損金経理した金額を損金算入	3年間で損金経理した金額を損金算入（3年償却）

出典：税務通信 3885号 2026年1月26日号より

詳しいことをお聞きになりたい際は、  
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL：092-726-2350